年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認宮崎地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要	1.	今回の)あっ	せん	等の)概具
----------------	----	-----	-----	----	----	-----

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

厚生年金関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 2 件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 1件

宮崎厚生年金 事案 897

第1 委員会の結論

申立人のA事業所における資格喪失日は、昭和59年3月21日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和 58 年 3 月から同年 6 月までを 13 万 4,000 円、同年 7 月から 59 年 2 月までを 26 万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和38年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年3月31日から59年3月21日まで 私は、昭和56年3月からA事業所に勤務し、同年4月から2年間におい て、働きながらB専門学校に通い、58年3月に資格を取得した後、59年3 月まで勤務した。

昭和59年3月まで勤務していたことは間違いなく、供述してくれる私の 友人もいるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認 めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及びA事業所が提出した申立人に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」に記載された退職日から、申立人は昭和56年3月4日から59年3月20日までの期間においてA事業所に勤務していたことが確認できる。

また、前述の資格喪失確認通知書において、申立事業所は、申立人の退職日を「昭和59年3月20日」、資格喪失日を「昭和58年3月21日」と記載した届出を59年3月27日に提出していることが確認できるが、申立事業所はこのことについて、「申立人の実際の資格喪失日は昭和59年3月21日であるが、誤った喪失年月日を記載して届け出た。しかしながら、社会保険事務所(当

時)から遅延理由書の提出等は求められておらず、資格喪失日と退職日との相違についての指摘も受けていない。」と供述しているところ、申立事業所が提出した申立期間の前後の期間を含む「納入告知書」によると、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載された資格喪失日(昭和58年3月31日)と符合する保険料ではなく、届出の退職時期(昭和59年3月20日)と符合する保険料の告知が行われていることが確認できる。

さらに、前述の被保険者名簿の記録どおりに資格喪失日が遡及した場合、厚生年金保険料の過誤納が発生し、事業所に還付することになるが、還付方法について年金事務所は、「通常、納入告知書により調整している。」としており、昭和57年から勤務していると供述する申立事業所の事務担当者は、「還付金を社会保険事務所から別途受け取った記憶は無い。」と供述していることから判断すると、還付が行われたとは考え難い。

加えて、前述の被保険者資格喪失確認通知書において、「C社会保険事務所長 59. 4. 4この届書は3月分保険料に計算済」と記載されていることが確認できるところ、前述の「納入告知書」において、昭和 58 年3月から 59 年2月までの期間に係る申立人の保険料が還付されていないことが確認できる。また、年金事務所は、当時の「納入告知書」について、被保険者名簿ではなく各種届書により計算し作成していた旨回答している。

これらを総合的に判断すると、申立事業所が届け出た申立人に係る資格喪失届において、資格喪失日を誤記載したことは確認できる一方、納入告知書の記載内容等から申立人に係る保険料の減額調整が行われていないことが確認できること等を踏まえると、社会保険事務所は申立人の資格喪失日について、届書に記載された昭和58年3月21日ではなく、同届書に記載された退職日である59年3月20日に基づく資格喪失日である同年3月21日として認識していたことが推認されるとともに、前述の被保険者名簿における喪失日に係る記録を訂正しなかったことが推認できる。

なお、申立期間における標準報酬月額については、A事業所に係る健康保険 厚生年金保険被保険者名簿から、昭和 58 年 3 月から同年 6 月までを 13 万 4,000 円、同年 7 月から 59 年 2 月までを 26 万円とすることが妥当である。 宮崎国民年金 事案 497 (事案 224 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年3月から52年8月までの期間、54年1月から同年3月までの期間及び58年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和24年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年3月から52年8月まで

② 昭和54年1月から同年3月まで

③ 昭和58年1月から同年3月まで

私は、申立期間①当時はA県で両親と同居しており、国民年金保険料額等は覚えていないが、毎月来ていた集金人に国民年金保険料を納付していた記憶があり、申立期間②及び③についても集金人に国民年金保険料を納付していた記憶がある。

申立期間①については、年金記録確認第三者委員会に記録訂正の申立てを 行ったが、認められなかった。

しかしながら、前回の申立てに係る通知の後、申立期間①の一部について、厚生年金保険の加入期間として記録が追加されたことからも社会保険庁(当時)の記録管理がずさんであることは明らかであり、いずれの申立期間についても納付していた記憶があるので、調査の上、当該期間についての納付記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①に係る申立てについては、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和54年1月31日にB市で払い出されたことが確認できるのみで、それ以前に、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないこと、及びB市における国民年金被保険者名簿では、申立人の被保険者資格取得日が昭和53年10月1日(平成19年7月2日付けで昭和53年

12月1日に変更)であることが確認できるのみであること等として、既に当委員会の決定に基づき、平成20年9月3日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回の再申立てに当たり、申立期間①の一部期間に厚生年金保険の加入期間が判明したことから、社会保険庁の記録管理がずさんであることは明らかである旨主張しているが、当該事実は、申立人が申立期間①において国民年金に加入していたことを示す事情にはならず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間①の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

申立期間②及び③について、B市の国民年金被保険者名簿によると、申立人の当該期間に係る国民年金保険料については、いずれの期間も未納と記録されており、当該記録は、特殊台帳及びオンライン記録とも一致していることが確認できる。

また、申立人は、B市に転居後も集金人に国民年金保険料を納付していたと供述しているが、B市は申立期間②及び③当時の資料は無いと回答している上、申立人からも具体的な供述を得ることができないことから、申立人の申立期間における国民年金保険料の納付状況等について確認することができない。

さらに、申立人が、申立期間②及び③の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間②及び③の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

宮崎厚生年金 事案 898

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和12年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年8月1日から40年4月1日まで 私は、年金受給の手続の際、申立期間について脱退手当金が支給されていることを初めて知った。

脱退手当金のことは全く知らず、請求及び受給した記憶が無いので、申立 期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の事業所に係る厚生年金保険被保険者原票の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱手」及び「日付」が押印されている上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和40年5月28日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人は、「申立期間の事業所を退職時に退職金か結婚支度金を受領した。」と記憶しているが、申立期間に申立人が勤務していた事業所の当時の事務担当者は、「結婚退職の者には脱退手当金の説明を口頭で行っていた。また、申立期間当時、退職金及び結婚支度金等は無かった。」と供述していることから判断すると、申立人が受給したとする一時金は、脱退手当金であった可能性がうかがえる。

このほか、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほか に脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。